

改正離島振興法の概要

下線部は、今回の改正で追加・変更された部分

1. 制定及び改正の経緯

- ① 離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により制定（10年間の時限立法）
- ② 改正離島振興法は、所要の改正と有効期限の10カ年延長が提案され、平成24年6月20日に成立、同27日公布、平成25年4月1日から施行される予定

2. 離島振興法の目的

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等我が国及び国民の利益の保護・増進に重要な役割を担っている離島が、人口減少の長期継続、高齢化の進展など、他の地域に比較して厳しい条件下にあることに鑑み、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正等を図り、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、もつて無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与

3. 離島振興法の体系



4. 離島振興法に係る施策及び特例措置等

■補助率の嵩上げ(法第7条)

- ・港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設、消防機械器具施設(1項)
- ・災害復旧事業(4項)
- ・簡易水道(5項)
- ・他の政令による特例措置(海岸・土地改良等)(6項)
- ・教員住宅等(7項)

■離島活性化交付金等事業計画(法第7条の2~4)

- ・離島活性化交付金等事業計画の作成、当該計画に基づく交付金等の交付等及び活性化に資する事業等の公表

■医療の確保等(法第10条)

- ・診療所の設置、患者輸送車の整備、定期的な巡回診療等への補助等
- ・妊婦支援等(配慮事項)

■税の特例(法第19、20条)等

(国税の特例措置(19条))

- ・所得税・法人税の特別償却

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(20条))

- ・地方税の課税免除に伴う減収補填

■配慮事項等(法第6、8、9、10条の2~18条)

- ・離島振興に必要な財政上の措置等(6条)
- ・公共事業予算の明確化(6条の2、3)
- ・地方債への特別配慮(8条)
- ・資金確保その他の援助(9条)
- ・介護サービス確保等(10条の2)
- ・高齢者福祉増進(11条)
- ・保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減(11条の2)
- ・交通の確保、人の往来・物資の流通に係る費用の低廉化(12条)
- ・情報流通円滑化及び通信体系充実(13条)
- ・農林水産業、その他の産業の振興(14条)
- ・就業促進(14条の2)
- ・生活環境整備(14条の3)
- ・教育充実、高校等未設置離島高校生の通学支援等、公立高等学校教職員定員への特別配慮(15条)
- ・地域文化振興(16条)
- ・観光振興及び地域間交流促進(17条)
- ・自然環境保全再生(17条の2)
- ・エネルギー対策推進(17条の3)
- ・防災対策推進(17条の4)
- ・農地法、自然公園法等における配慮(18条)

■離島特別区域制度整備(法第18条の2)

- ・地域の創意工夫を活かした離島の振興を図るため制度の創設を総合的に検討

■その他の措置等

- ・財源の確保の検討(附則4条)、防災機能強化のための財政上の措置等(附則5条)、特に重要な役割を担う離島の保全・振興に関する検討(附則6条)